

平成 29 年 7 月 7 日

第 7 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

平成 29 年 第7回 定例会

日時：平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	久 住 智 治
教育推進部参事	山 崎 克 己
教育総務課長事務取扱	
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教 育 指 導 課 長	植 村 洋 司
児童青少年課長	矢 島 孝 幸
教育センター所長	安 藤 彰 啓
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成 29 年
第 7 回教育委員会定例会

平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 2 時
場 所 教育委員会室
議事録署名人 坪井節子委員

第 1 議事録の承認

議事録第 5 号（平成 29 年第 5 回定例会）

議事録第 6 号（平成 29 年第 6 回定例会）

第 2 議案の審議

第 25 号議案 「第 66 回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会 東京大会」の後援名義の
使用承認について

第 26 号議案 「2017 こどもコーラスフェスティバル（第 31 回少年少女合唱祭全国大会）」
の後援名義の使用承認について

第 27 号議案 「第 9 回 文京 12 時間リレー・3 時間マラソン」の後援名義の使用承認に
ついて

第 28 号議案 「アニメイク・キッズサマージャンボリー 2017」の後援名義の使用承認につ
いて

第 29 号議案 「こころのバリアフリー推進プロジェクト 2017」の後援名義の使用承認につ
いて

第 3 報告事項

- (1) 第一中学校校庭敷地内における私立認可保育所の整備について (資料第 1 号)
- (2) 平成 28 年度体罰等実態調査について (資料第 2 号)
- (3) 夏季休業中・2 学期始の生活指導及び健康状況の把握について (資料第 3 号)
- (4) 平成 29 年度区立中学校進学キャンペーンについて (資料第 4 号)

第4 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(14:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が欠席されております。理事者は、全員出席しています。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第5号（平成29年度第5回定例会）

議事録第6号（平成29年度第6回定例会）

○南教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第5号（平成29年第5回定例会）、第6号（平成29年第6回定例会）のものがお手元にあるかと思っております。事前にご確認をいただいておりますが、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

第2 議案の審議

第25号議案 「第66回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会 東京大会」の後援名義の使用承認について

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件ございます。

第25号議案「第66回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会 東京大会」の後援名義の使用承認について」です。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第25号議案、「第66回全国高等学校家庭クラブ研究

発表大会「東京大会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、第 66 回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会「東京大会」実行委員会。代表者は岡島まどかでございます。

4 ページの会則をご覧ください。申請団体は、第 2 条のとおり、本事業開催に係る業務を行うことを目的とする団体でございます。

1 ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「第 66 回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会「東京大会」」。実施期間は、平成 30 年 7 月 26 日及び 27 日。実施場所は、文京シビックホール小ホール及び大ホールを予定しております。

本事業は、全国高等学校家庭クラブ連盟の総会や、高校生の家庭科研究・実践活動の成果発表、交流を通じて参加者の研さんを積むこと、また、見学した小・中学生の家庭科教育への関心や、生活の充実・向上を図る力を身につけたいという意欲を高めることを目的としております。

対象者は、高校生、教育関係者及び区内小・中学生。参加費は 1 人 1800 円でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3 ページに開催要項、4、5 ページに会則、6、7 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 家庭クラブというのは、どのような研究がされていて、どのような発表がされるかの内容をまず教えていただけますか。

○教育総務課長 主に高校で家庭科というのが、今、全学年、男女問わず必修の科目となっております。一般的に我々がイメージしているのは、料理とか裁縫といった昔からのことに加えて、最近はもっと幅広く、社会全体の仕組みを学ぶことなども家庭科の学習の中に含まれている。そういった意味で、かなり幅広い研究がなされていると聞いております。あとは、先ほど申しましたような料理のコンテスト、具体的な家庭のプロジェクトのコンテスト、また、海外への留学生の派遣などもやっていると聞いております。

○坪井委員 ちょっと気になったのが、成人役員も生徒役員も圧倒的に女性、特に、生徒役員は、名前だけじゃわかりませんが、全員女性なんじゃないかと思われるんです。男女共修はもちろんだけけれども、女性がメインになっていかざるを得なくなっちゃっているのか。それとも、そういったところへの努力が足りないのか。何で男子高校生が出てこないんだろうか。見に行く小・中

校生がみんな女の子だったらどうしよう。見に行く人は男女全部行こう。参加する高校生も、せめて2対1、男子が入ろうとか。男女共修の意味がこれだと、私はちょっと疑問かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 男女のところまでは私ども聞いておりませんが、今、委員おっしゃられたことにつきましては、また、この事務局に連絡をとることがございますので、そうした趣旨のことは確認しておきたいと思います。

○坪井委員 ぜひとも男女共修という文意を、私たちがここの研究会にどうこう言うことはできないんでしょうけれども、そういう視点が欲しいなと思っているということです。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第26号議案 「2017 こどもコーラスフェスティバル（第31回少年少女合唱祭全国大会）」 の後援名義の使用承認について

○南教育長 つきまして、第26号議案「2017 こどもコーラスフェスティバル（第31回少年少女合唱祭全国大会）」の後援名義の使用承認についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第26号議案、「2017 こどもコーラスフェスティバル（第31回少年少女合唱祭全国大会）」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、全日本合唱連盟。代表者は岸信介でございます。

5 ページの定款をご覧ください。申請団体は、第4条のとおり、合唱音楽の普及を図り、もって日本の芸術文化の発展に寄与することを目的とする団体でございます。

1 ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「2017 こどもコーラスフェスティバル（第31回少年少女合唱祭全国大会）」。実施期間は、平成29年8月5日及び6日。実施場所は、文京シビックホール大ホール及び練習室1を予定しております。

本事業は、声を出す喜び、音楽に触れる楽しみを経験してもらうことで子どもたちの将来に

大きく広がる音楽文化への入り口を提供することを目的とし、全国から選抜された少年少女合唱団による合唱の全国大会と、小学校1～3年生を対象とした合唱教室を実施いたします。対象者は、大会に参加する少年少女合唱団、音楽教室に参加する小学1～3年生。参加費につきましては、大会及び音楽教室の参加費は無料、観覧料は一般が1500円、中学生以下が500円となっております。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業予算書、3ページに企画書、4ページに実績一覧、5～9ページに会則、10ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 合唱教室に参加する30名の子どもたちは文京区在住の子どもに限って募集されるということによろしいわけですね。

○教育総務課長 ご質問のとおりでございます。

○坪井委員 文京区のためのという感じ。

○教育総務課長 文京区の子どもたちのためにこういった事業をやっていただけるということです。

○南教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第27号議案 「第9回 文京12時間リレー・3時間マラソン」の後援名義の使用承認について

○南教育長 続きまして、第27号議案「第9回 文京12時間リレー・3時間マラソン」の後援名義の使用承認についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第27号議案、「第9回 文京12時間リレー・3時間マラソン」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、NPO法人大江戸。代表者は橋本直和でございます。

4 ページの定款をご覧ください。申請団体は、第3条のとおり、健康維持の普及、大学・企業・地域との産学連携システムの構築、まちおこしに関する調査研究、イベント開催などの事業を行い、スポーツの振興と健康推進、地域活性化に寄与することを目的とする団体でございます。

1 ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「第9回文京12時間リレー・3時間マラソン。実施期間は、平成29年10月28日から29日まで。実施場所は、窪町小学校及び教育の森公園を予定しております。

本事業は、教育の森公園をコースとした3時間走と12時間リレーを通じて、子どもたちの体力増進と親子や地域の交流を図ることとしております。

対象者は、健康管理のできる方で、18歳未満の方は保護者の承諾を要件としております。

参加費については、3時間マラソンが2000円、12時間リレーが1人3000円でございます。申請書では、3時間マラソンが3000円、12時間リレーが1人2000円と記載に誤りがございますので、申請元に修正を依頼し、後日差しかえる予定でおります。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業予算書、3ページに事業計画書、4～14ページに定款、15ページに役員名簿、16ページに過去の事業実績がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、質問がございましたら、お願いいたします。

○清水委員 今回9回目ということですが、これまで文京区に後援を申請していなかった理由は何なんでしょうか。

○教育総務課長 この段階につきましては、かけっこ倶楽部という通年の事業として教育委員会に後援名義使用申請されていて、個別にこの事業については申請されていなかったということで、この12時間のリレーマラソンについても後援をお願いしたいということで改めてお話が来たところです。

○清水委員 対象者が、「健康管理のできる方」というのがちょっとおかしいような。マラソンしても健康に問題のない方という意味での「健康管理のできる方」ということなんですかね。余り厳しく言わなくてもいいのかもしれないですけど。あと、医療スタッフとかはいないんですか。

○教育総務課長 これだけの時間のマラソンですので、そういった人たちは配置する予定と聞いております。

○坪井委員 窪町小学校と教育の森公園に限られるとすると、同じところをぐるぐる12時間回るん

ですか。

○教育総務課長 はい。そのとおりで、教育の森公園の周辺をグルグル何時間も回っているという競技になります。

○清水委員 以前からやっていましたよね。

○坪井委員 1周何時間ぐらい。1時間もかからないですよ。

○教育総務課長 そんなにかからないと思います。資料3ページの事業計画に、チャリティーで、1つのチームが1周すると10円を寄附する、去年は12万円寄附しているということなので、12時間ですと、1チームでも何十周するんじゃないかとは思いますが。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第28号議案 「アニメイク・キッズサマージャンボリー2017」の後援名義の使用承認について

○南教育長 続きまして、第28号議案「アニメイク・キッズサマージャンボリー2017」の後援名義の使用承認についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議案になりました第28号議案、「アニメイク・キッズサマージャンボリー2017」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、一般社団法人日本動画協会。代表者は石川和子でございます。

9ページの定款をご覧ください。申請団体は、第3条のとおり、アニメーション作成事業の健全な発展を図ることを目的とし、以下各号に掲げる事業を行う団体でございます。

1ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「アニメイク・キッズサマージャンボリー2017」。実施期間は、平成29年8月8日から11日まで。実施場所は、千代田区外神田の3331アーツ千代田を予定しております。

本事業は、アニメーションを通じ、子どもたちが学び、楽しみ、成長する上での夢や可能性を見出す体験機会を提供すること、また、次世代のアニメ界を担う子ども世代の育成を目的としております。

内容としましては、「みんなで描くメッセージアニメーション『ガラスの地球を救え』」と題した来場者が共同でガラスに絵を描くプロジェクトや、「アニメイクキッズプロジェクト」と題した粘土、塗り絵の体験事業・アニメの上映会など。また、「アニメーション教育ワークショップ」と題したアニメーションやアニメ作成を通じた教育を実践するワークショップを実施することとしております。

対象者は、未就学児から小学校6年生及びその保護者。参加費は原則無料ですが、「アニメーション教育ワークショップ」については、プログラムごとに申請書記載の金額が設定されております。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業予算書、3～8ページに開催概要、9～18ページに会則、19ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 開催場所は千代田区で、申請者も千代田区で、共催も千代田区で予定されているかと思いますが、文京区だけ特に近いわけじゃなかったと思うんですけども、予定にほかの区が入ってなくて、なぜ文京区に声がかかったのか、お願いします。

○教育総務課長 実は、千代田区と台東区と文京区の隣接している3区で、オリンピックに向けて、文化事業を共同で実施していこうという取組が今進んでいるところです。この事業につきましても、その一環として、千代田区を会場にして行うんですが、一緒に文化事業を共同でやっている文京区の子どもたちにもぜひ周知して、会場に来ていただきたいというお話がありまして、私どもで審査したところ適しているので、後援をするという形に至ったところです。

○小川委員 では、台東区も声がかかっているんですか。

○教育総務課長 かかっていると思います。

○坪井委員 反対するわけではありませんが、オリンピックに向けてと、アニメーションとどうい
う関係があるんですか。

○教育総務課長 オリンピックに向けて文化プログラムをさまざまな形で展開していく。アニメーションの事業というのもその文化事業という位置づけで、さまざまな文化事業をやっていく中の1つという形で捉えているところです。

○坪井委員 オリンピックとアニメーションの関係はどういうことですか。

○教育総務課長 オリンピックとアニメーションというよりは、オリンピックを実施するに当たっては文化事業もオリンピックに向けて数多くやることになっているんですね。アニメーションを文

化事業と位置づけてということで、直接オリンピックとアニメーションが結びつくのではない。ロンドンオリンピックのときにも、オリンピックに向けた文化プロジェクトということで、10万単位の事業が実施されたという形です。ですから、今回、東京都を中心に文京区でもオリンピックに向けた文化プログラムということで、例えば能を海外にもっとアピールする事業とか、日本の伝統文化を知ってもらう文化事業をいろいろやっています。そういった意味で、アニメの団体の皆さんも文化事業の一環として企画したと聞いております。

○坪井委員　オリンピックを契機に国際的に発信したいという意味ですか。

○教育総務課長　それもありません。

○清水委員　事業予算書で協賛金が600万円と、かなり高額なんですけど、3ページの開催概要の協賛のところは特に何も書いてないですし、予算書にも協賛金としか書いてない。これは具体的には、どのようなところからの協賛なんですか。

○教育総務課長　こちらは新聞社のほうからが主な財源と聞いております。

○南教育長　そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長　それでは、そのように決定させていただきます。

第29号議案 「こころのバリアフリー推進プロジェクト2017」の後援名義の使用承認について

○南教育長　続きまして、第29号議案「こころのバリアフリー推進プロジェクト2017」の後援名義の使用承認についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長　ただいま議題となりました第29号議案、「こころのバリアフリー推進プロジェクト2017」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、公益財団法人東京青年会議所文京区委員会。代表者は藤村慎也でございます。

5ページの規約をご覧ください。申請団体は、第2条のとおり、社会の開発及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、第4条のとおり、次世代を担う青少年の心身を成長させ、地域を愛する心や道徳心を育む事業等を実施する団体でございます。

1ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「こころのバリアフリー推進プロジ

ェクト 2017」。実施日は、平成 29 年 9 月 10 日。実施場所は、文京シビックセンター地下 2 階区民ひろばを予定しております。

本事業は、幼少期から、障害のある方とない方が自然に触れ合う機会をつくることで、「こころのバリア」が取り除かれた共生社会の実現に資することを目的とし、コンサートや講演会、障害者スポーツの体験会などを実施することとしております。

対象者は、区内幼児・小学生とその保護者。参加費は無料でございます。

このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3、4 ページに事業概要、5、6 ページに規約、7 ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 ほかのときと比べていたんですが、コンサートの中身とか、講演会の講演者とかは、この段階では審査の対象にはならなくてよかったんですけど。

○教育総務課長 もし、決定していれば出していただきたいところではあるんですけども、まだ具体的な名前が出てこないということで、その内容については審査しておりません。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 3 報告事項

(1) 第一中学校校庭敷地内における私立認可保育所の整備について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項(1)「第一中学校校庭敷地内における私立認可保育所の整備について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 資料第 1 号によりまして、第一中学校校庭敷地内における私立認可保育所の整備について、待機児童解消のための緊急対策として、第一中学校の校庭の一部を貸与することに関して報告いたします。

この事業の所管課は、子ども家庭部幼児保育課であります。待機児童解消のための緊急対策として、第一中学校の校庭の一部を民間事業者に貸与し、民設民営の保育所を整備するものであります。

施設内容は、資料のとおりでございます。

事業選定は、プロポーザル方式により選定し、平成 31 年 4 月 1 日に開園を予定しているとのことです。

なお、建設予定地は、図面のとおり、第一中学校の校庭の竹早テニスコート側の角地を予定しておりますが、位置の詳細に関しましては、学校運営にも配慮する形で、現在、学校関係者と丁寧に協議しており、貸付面積と定員につきましては、目安の数字となっております。

今後、幼児保育課と連携をとりながら、教育委員会として、中学校の保護者や学校関係者、地域住民等に周知を行い、計画を進めていく予定にしております。

報告は以上となります。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 こういった議題について、教育委員会で承認する手続はなしで、報告だけでいいことなんですか。学校敷地を他の目的に使うということなんじゃないかと思うんですが、それはどういう区分けになるんでしょうか。

○教育総務課長 学校の敷地ではありますが、教育財産のまま貸し付けるという形を想定していると思いますし、教育財産をまた普通財産に戻してとなると、当然委員会で決定しなければいけないことなんですけれども、そのまま貸し付けるということですので、委員会決定ではなくても問題ないと考えております。

○小川委員 このように校庭を保育園にするという計画は、これまでも試みたことがあるのか。それと、今後もこれ以外に進める予定があるのかということをお教えてください。

○教育推進部副参事 校庭の一部を保育所に活用するところでは、今まで無かったと思われませんが、第三中学校のように、校庭の一部を育成室として整備して活用しているところはあります。

また、今後の予定ではありますが、中学校、小学校ともに、敷地の洗い出しを行ったところであり、教育環境に配慮する形で提供できるのはここかなというところで、今後、情勢に応じて検討、研究していかなければいけない課題なのかなと考えております。

○清水委員 待機児童解消のために非常に大切な取組であり、今後こういったことがほかの学校でも行われていくといいのではないかなと思いますが、学校の生徒と園児が接するような場面というのはあるんでしょうか。

○教育推進部副参事 事業者のほうでプロポーザルの提案をしてくる中で決められるものだと考えておりますが、保育園児と中学校の生徒の交流の場も想定して検討しており、そのような取組が保護者からも期待されているところです。

○清水委員 交流というよりも、むしろ危険、ボールを投げたりとか、体の大きさも随分違うといったところでの安全性という面をお聞きしたい。

○教育推進部副参事 中学校と保育所の敷地に関しましては、フェンス等で完全に区切られておりまして、また、交流のできるように専用の扉を設けているところです、一定安全にも配慮した形で、また交流もできるように配慮しているところです。

○坪井委員 一中以外のところにはなかなか敷地がないということでしたが、一中については、生徒人数に比して校庭が広いからという条件があるんでしょうか。一中でできた理由。

○教育推進部副参事 中学校の校庭の基準といいますのは、生徒数によって決まっております。第一中学校の生徒数は現在 128 名程度で、中学校の校庭設置基準は 240 名までで、3600 平米になります。現在の土舗装された面積から予定地を引くと、それぐらいの数値になり、最大限の大きな施設になるというところで、基準をクリアしながら保育所としても整備できると考えております。

○坪井委員 そうすると、例えば一中の生徒さんが増えたとしても、この校庭の広さは確保できると考えてよろしいですか。

○教育推進部副参事 現在 128 名ですので、生徒数が 2 倍ぐらいになると、ちょうど基準の校庭の広さになり、2 倍ぐらいになるまでは校庭としては基準を満たしているものと考えております。

○南教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 平成 28 年度体罰等実態調査について

○南教育長 それでは、次の報告事項に移ります。報告事項(2)「平成 28 年度体罰等実態調査について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第 2 号に基づきまして、平成 28 年度体罰等実態把握調査につきまして、ご報告いたします。

こちらにつきましては、昨年度東京都教育委員会が実施いたしました体罰調査を本年 6 月 8 日に東京都が公表したことに伴いまして、文京区のものを取りまとめてご報告いたします。

1 ページ目から 3 ページ目に東京都の数値と公表数、そして文京区のものをお示ししております。

4 ページ目には、児童・生徒への質問紙調査の項目を参考資料として載せております。

1 ページにお戻りください。まず、調査の方法につきましては、これまでと同様に、調査期間に校長による1人1人の教員への聞き取り調査並びに児童・生徒1人1人に対する質問紙調査及びそれに付随した聞き取り調査を実施しております。

2 「報告数」をご覧ください。本年度文京区で報告のあった件数が、小学校9校17件、中学校1校2件となっております。27年度に比べて、小学校では3件増加、中学校では5件の減少、全体では微減という状況となります。

3 の報告内容をご覧ください。①「体罰」とありますが、28年度は、小・中学校ともに体罰はございませんでした。東京都教育委員会では体罰行為と付随して、関連行為ということで、②「不適切な行為」を挙げております。これらは、ア、イ、ウと3つに分類されております。

まず、ア「不適切な指導」につきましては、小学校で3校4人、中学校で1校1人があがっております。

続いて、イの「行き過ぎた指導」です。これは、例えば部活動において、長時間走らせるとか、休憩をとらせないといった内容についてですが、27年度に引き続き28年度もございませんでした。

次に、ウ「暴言等」です。小学校3校3人、中学校では報告はございませんでした。

2 ページをご覧ください。こちらは、体罰があった場合に、その詳しい内容をそれぞれの項目に合わせてお示しするものですが、28年度は体罰はございませんでしたので、ゼロということになっております。ご覧いただければと思います。

引き続き3ページも、(6)、(7)とありますが、体罰はございませんでしたので、数字はゼロとなっております。

3 ページ目の下の部分、5 「体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組」のところをご覧ください。

(1) 「学校への指導」で、3番目の・になりますが、全校・園の管理職対象のヒアリングの折に、体罰根絶に向けた状況把握と指導の徹底ということでの助言を行ってまいりました。

その下の4番目ですが、年1回実施している教育指導課訪問、この場面で体罰や行き過ぎた指導等について、事例をもとに、全校・園に指導・助言をしてまいりました。

(2) の「教職員研修の充実」であります。副校長研修や夏の教育課題研修によるアンガーマネジメント研修の実施、また、それを校内で伝達講習を行っていただいて、全教職員に周知徹底し、全ての教職員に対する意識の啓発を行ってまいりました。そして、引き続き行ってまいります。

最後に、3 ページ目の一番下の枠囲みですが、文京区の傾向ということで3点まとめさせていた

だいております。体罰がゼロ件ということは大きな成果でございます。今後の課題といたしましては、正規教員以外の臨時的任用教員であるとか、講師等への意識啓発が挙げられます。

最後のページは、先ほど申し上げたとおり、参考資料ということで質問紙の資料を載せさせていただいております。

以上となります。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 数字を見ればわかるのかもしれないんですけども、教えてください。「不適切な行為」というのがあるんですが、これは申告者は、本人が暴言を言っているのがわかっていて申告しているのでしょうか。それとも、言われたという報告に基づいて出た数字なのでしょうか。

○教育指導課長 申告者別報告数というのが、1ページ目2の「報告数」の(2)に「申告者別報告数」というのがございます。ここに、例えば小学校では、教員本人から3件であるとかといった分類になっております。本人が暴言を言ってしまったと申告する場合や、他の教員からの申告または言われた側の児童・生徒からの申告という形になっております。

○坪井委員 教育委員会としては報告のあった事案の具体的な内容を把握されているんですか。

○教育指導課長 1つ1つの事案につきましては、こちらで把握をしております。

○坪井委員 それについて、例えば「不適切な指導」や「暴言」があった場合に、担当教員への調査があったり、子どもからの聞き取りがあったり、謝罪があったりということは、手続としてなされているということですか。

○教育指導課長 「不適切な行為」につきましては、校長のほうでしっかりと、当該の教員もそうですが、児童・生徒からの聞き取りまたは周りの児童・生徒や教員からの聞き取り等をし、そのことについての適切な指導と、必要に応じて、児童・生徒本人や保護者も含めて謝罪という適切な対応をしていただいておりますし、それを教育委員会のほうに報告いただいております。

○小川委員 参考資料で、質問用紙をつけていただいております。4年生～6年生の児童用は体罰の実態調査のことを聞いているんだなというのがわかる文章になっているかと思いますが、1年生～3年生については、何のことを聞いているのか分かりにくいんですが、これは、これを配るときに先生のほうから、何か説明みたいなのはあるのでしょうか。

○教育指導課長 まず、この質問紙調査は、都教委作成で、東京都の全公立学校につきましては、同じものを使っております。発達段階に応じてどのような質問の仕方をするかというのはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、こういった調査をするに当たって、全校朝会で校長のほうから

まずお話をして、そして学級担任のほうから質問紙に向けてのお話をした上でつけていただいています。また、ここを1つきっかけとして、気になるお子さんには個別に校長のほうから聞き取りをする等、そういったこともして、この調査を進めているところです。

○清水委員 数字が減る原因、理由として、本当に「体罰」とか「不適切な行為」が減る場合と、申告がうまくできてない場合と、2通り考えられると思いますが、文京区の場合は、指導が充実して、先ほどおっしゃったような実際の「体罰」とか「不適切な行為」の実数が減ったと考えてよろしいのでしょうか。

○教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。残念ながら27年度に体罰事案があったということで、全校・園長を集めての臨時の会とか、当時、夏のアンガーマネジメント研修の参加者を増員するとか、全校・園を指導主事が巡回指導を急ぎよするとか、27年度に重点的に実施し、引き続き28年度も年度当初から行ってきた成果と考えております。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について

○南教育長 それでは、次の報告事項に移ります。報告事項(3)「夏季休業中・2学期始の生徒指導及び健康状況の把握について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第3号によりまして、夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について、ご報告をいたします。

こちらにつきましては、既に、校長・園長宛てに通知をもって示しているところです。「記」以下のところでポイントになるところをご説明いたします。

1「安全な生活を送るための指導」の部分です。(1)の①、②、③、2ページ目の④のあたりですが、ここは、生命を尊重する指導や信頼できる大人に助けを求める指導の徹底です。悩みがある場合には信頼できる大人に相談するということを強調しております。また、学校内では組織的に連絡をとるようにしておくとともに、担任や学校だけでなく、警察や児童相談所等の関係機関とも積極的に連携をとっていくように記しております。

2ページ目(1)の⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の部分をご覧ください。ここは、犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避するという指導の徹底です。今年度新たに⑧に、SNS等の危険性、情報モラルについて指導することを付記しております。

続きまして、⑩、⑪、⑫をご覧ください。この部分はいじめについてです。いじめを行ったり、

見て見ぬふりをしたりしないようにするために、いじめは絶対許されない行為であるという自覚を高める指導の徹底です。平成 29 年 2 月に新たに、東京都教育委員会から、いじめ総合対策「第 2 次」の上巻、下巻が作成されました。夏休みに入ると、子どもは先生に報告してはだめだと思っているところがありますが、夏季休業中であっても、担任の先生に報告してよいということをあらかじめ言葉で伝えておくことで、いつでも相談できる体制を整えておくことが重要であると考えております。

また、24 時間子供 SOS ダイヤル等がありますが、これを配布するだけでなく、困ったらすぐに相談するように、また、近くの大人以外でも、こういうのもあるよという指導を夏季休業前にしていくところです。

続きまして (2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) をご覧ください。ここは安全管理の徹底について記しております。(3) では、自転車の乗り方について、再度徹底を記しております。(4)、(5) では、事前に水泳指導や、部活動での事故防止のために周知徹底することを記しております。特に (5) で、熱中症等について、ここは例年、合同校・園長会や生活指導主任研修会、保健主任研修会等で周知をしているところですが、通知をもって改めて徹底を図りたいと考えております。

(8) をご覧ください。ここは夏季休業前に、児童・生徒の状況を再度把握するとともに、関係機関と連携をとり合って、長期欠席者との個別の適応指導の充実を図っていく部分です。

続いて、2「充実した生活を送るための指導」。おめくりいただいて 4 ページ目の 3「家庭及び地域社会の一員としての自覚をはぐくむ指導」についてはご覧いただければと思います。

4「健康な生活を送るための指導」ですが、ここでは(2)に、「SNS 東京ルール」等を参考に、親子でインターネットの利用に関するルールを決めることを促す等、保護者と連携をして指導を行うということを付記しております。

5「問題行動を防止するための指導」をご覧ください。ここでも、(3)のところで、今年度新たに、「考えよう！いじめ SNS @Tokyo」を付記しております。

最後に、5 ページ、6「2 学期始めの適応指導」についてです。長期休業からの切りかえを大切に、丁寧な指導を行ってまいりたいと思います。

最後に、6 ページには、参考資料を載せております。

以上となります。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 インターネットを使ったり、SNS の中での犯罪防止もあれば、被害予防もしなきゃ

いけない、いろんなことがあるんですが、教員自身が、子どもたちが使っているSNSやネットの世界について、ちゃんと知識、情報を持っているか。世代間ギャップですね、そのあたりは、マニュアルを見ればわかるかという、私たちぐらいになると、本当にわからなくなるんですけども、教員に、SNSとはこういうもので、こういう被害が実際に起きていてという研修は行われているのでしょうか。

○教育指導課長 教員だけでなく、保護者の啓発も含めて、各学校で年1回、必ずセーフティ教室をやっております。その中で、特に高学年において、こういったSNSにかかわる外部の方の具体的なお話の場を設けて、保護者、地域に啓発するとともに、教員も参加をして、そういった場面で研修を深めているというところがあります。

また、生活指導研修会では、この話題は必ず出ますので、そこでさらに研修を深め、生活指導主任が校内で伝達をしております。ただ、今、それをさらに進歩するというか、さまざまな部分の課題があると思いますので、それについては教育委員会としても把握し、研修会等で適切に指導・助言してまいりたいと思っております。

○坪井委員 実際に画面を見てやってみるという研修までやっていらっしゃるのでしょうか。

○教育指導課長 先ほどのセーフティ教室の場面では、業者の方が来て、実際に手元でスマホ等を操作するところまではちょっとないかもしれませんが、全体のプロジェクターで具体的な事例をもとにやっていただいているという場面があることは聞いております。

○南教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 平成29年度区立中学校進学キャンペーンについて

○南教育長 それでは、次の報告事項に移ります。報告事項(4)「平成29年度区立中学校進学キャンペーンについて」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第4号に基づきまして、平成29年度区立中学校進学キャンペーン「魅力いっぱい！区立中学校！」について、ご報告申し上げます。

資料にお示ししたとおり、本年度は平成29年7月22日土曜日午後1時30分から午後4時まで、シビックセンター内の小ホール等、会議室を活用して実施をいたします。

参加対象者は、小学校3年生～6年生の児童及び保護者でとなります。資料の次に案内チラシをつけておりますが、こちらを小学校を通じて保護者に配布して周知をしているところです。

また、昨年度に引き続き、区内を巡回している「Bーぐる」にも中づりとしてご案内してござい

す。

内容ですが、昨年と同様に、本年度も2部構成で行います。第1部は、文京ケーブルテレビが作成した学校紹介の放映、区立中学校の代表者が登壇をいたしまして、区立中学校のスクールライフの魅力について話をしてもらいます。

第2部は、個別相談会ということです。10校がブースに分かれまして、個別相談会を実施しております。

各中学校の取組としては、2学期、特に9月、10月、11月に3回の学校公開を予定しておりますが、小学校の学校公開と重ならないような工夫もしております。学校公開でも個別相談の機会は設けていますが、この7月22日の機会を活用して、改めて小学校3年生以上の児童がいらっしゃるご家庭に広く周知をしております。

ご報告は以上です。お忙しいかと思いますが、もしお時間がありましたら、見ていただければと思います。

以上となります。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わります。

第4 その他の事項

○南教育長 その他ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 それでは、第7回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14:54)

平成 29 年 7 月 7 日

議事録署名人

教育長

委員